（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の海岸法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の項第一号イ中「第十三条」の下に「、第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「、第二十一条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第十五項まで」の下に「、第二十三条の三第一項、第二項及び第四項、第二十三条の五、第二十三条の六」を、「（第五条第一項から第五項まで」の下に「、第十四条の五第一項」を、「第三項、第二十条第一項及び第二項」の下に「、第二十三条の五、第二十三条の六」を加え、同号ロ中「第十三条」の下に「、第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に「、第二十一条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第二十三条の三第一項、第二項及び第四項、第二十三条の五、第二十三条の六」を、「（第五条第二項から第五項まで」の下に「、第十四条の五第一項」を、「第三項、第二十条第一項及び第二項」の下に「、第二十三条の五、第二十三条の六」を加える。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十二号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則第二条中「平成二十六年六月三十日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十三号

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　登録認定機関（第八十六条―第百三条）」を「第二款　登録講習機関（第八十五条の二―第八十五条の十五）　第三款　登録認定機関（第八十六条―第百三条）」に、「第三款」を「第四款」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

4　第一項の届出をした者は、第四十一条第三項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

第四十一条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

4　前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（第一項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

第四十二条第二項を次のように改める。

2　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、当該変更後の前条第一項に規定する電気通信設備（前項の総務省令で定めるものを除く。）が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

第四十二条第三項中「（前項において準用する場合を含む。）」を「又は前項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同条第四項中「が前条第二項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとする場合」を削り、「において、」の下に「第一項及び」を加え、「「前条第二項」を「前条第一項」とあるのは「同条第二項」に改める。

第四十二条に次の二項を加える。

5　第一項から第三項までの規定は、前条第三項の規定により指定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6　前条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、前項において読み替えて準用する第一項中「前条第四項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該」とあるのは「前条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、同条第四項に規定する」と、前項において準用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

第四十三条第二項中「第四十一条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「当該各項」に改める。

第四十四条第一項中「、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため」を削り、「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一　電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項